

# 山梨県公報

号外第二十二号

平成十四年

三月二十九日

金 曜 日

## 目 次

告示

公印の作成 ..... 一

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正 ..... 一

## 訓 令

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令 ..... 一

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令 ..... 一

山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令 ..... 二

職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 ..... 三

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令 ..... 三

山梨県公印管理規程の一部を改正する訓令 ..... 三

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令 ..... 四

## 告 示

山梨県告示第三百三十六号の二

山梨県公印規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第九号)に基づき、次のとおり山梨県知事印を作成し、平成十四年四月一日からその使用を開始する。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

峡東地域振興局企画振興部用(九)の山梨県知事印(一般文書用) 印影



## 山梨県告示第三百二十七号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成十四年山梨県告示第三百十五号)の一部を次のように改正し、平成十四年五月一日から適用する。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一の(三)の11の次に次のように加える。
- 12 高速自動車国道中部横断自動車道のうち中巨摩郡白根町大字在家塚字柳原五八番五から北巨摩郡双葉町龍地字着物沢四八式参番までの区間の用地並びにその用地の両側五百メートル以内の地域

## 訓 令

### 山梨県訓令甲第二号

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

本 庁

山梨県知事 天 野 建

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県青少年総合対策本部規程(昭和五十八年山梨県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「青少年女性課」を「青少年課」に改め、同条第四項中「青少年女性課長」を「青少年課長」に、「青少年女性課長補佐」を「青少年課長補佐」に改め、同条第五項中「青少年女性課」を「青少年課」に改める。

別表二中「青少年女性課長」を「青少年課長」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

### 山梨県訓令甲第三号

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

本 庁

出 先 機 関

山梨県知事 天 野 建

山梨県職員勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員勤務時間の特例に関する規程（昭和三十三年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「及び峡南高等技術専門学校」を、「、峡南高等技術専門学校及び就業支援センター」に、「及び校長」を、「、校長及び所長」に、「婦長」を「看護師長」に改め、「消費生活センター」、「を削る。

附則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中「婦長」を「看護師長」に改める部分は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

本 出 先 機 関  
地方労働委員会事務局

山梨県職員の勤務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員勤務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員を除く」を「職員を除き、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む」に改める。

第二条第一項の表知事の部部長の項中「大学学長」を「地域振興局長、保健所長、農業改良普及センター所長、女性センター館長、大学学長」に、「環境科学研究所の副所長」を「女性センターの副館長、環境科学研究所の副所長（所長の指定する者に限る。）」に改める。

第九条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、出先機関の長並びに地域振興局長（局長と勤務地が異なる者に限る。）、副部長（部長と勤務地が異なる者に限る。）、及び次長（部長及び副部長と勤務地が異なる者に限る。）（以下「出先機関の長等」という。）は、あらかじめ所属長に届け出なければならぬ。ただし、出先機関の長にあつては、用務地が県外であるときに限るものとする。

第二十三条第三項中「出先機関の長」を「出先機関の長等」に、「ものとする」を「ものとし、あらかじめ所属長に届け出なければならぬ」に改め、同項後段を次のように

改める。

ただし、出先機関の長にあつては、その有給休暇が三日以上に及ぶときに限るものとする。

第二十三条の二第二項を削る。

第二十五条第二項中「出先機関の長」を「出先機関の長等」に、「ものとする」を「ものとし、あらかじめ所属長に届け出なければならぬ」に改め、同項後段を次のように改める。

ただし、出先機関の長にあつては、その職務免除が三日以上に及ぶときに限るものとする。

第二十五条第三項中「所属長」の下に「並びに地域振興局長の副部長（部長と勤務地が異なる者に限る。）、及び次長（部長及び副部長と勤務地が異なる者に限る。）」を加え、「出先機関の長」を「出先機関の長等」に改める。

第二十八条第二項中「短期大学」を「大学及び短期大学」に改める。  
第五号様式を次のように改める。



本 出 先 機 関 庁

山梨県公印管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県公印管理規程の一部を改正する訓令  
山梨県公印管理規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「女性政策室長」を「再資源化システム推進室長」に、「技術管理室長及びダム建設室長」を「及び技術管理室長」に、「建築主事印」を「建築主事印」に改める。

第八条第一項第二十三号中「建築主事印」を「建築主事印及び建築監視員印」に改める。

別表知事印の項中「式 峡東地域振興局企画振興部用」を「式 削除」に、「八 富士北麓・東部地域振興局企画振興部北都留総務課用」を「八 富士北麓・東部地域振興局企画振興部用」に改め、同表建築主事印の項の次に次のように加える。

建築監視員印	山 梨 県 建 築 監 視 員 印 (番 号)	第 一	八 十 三 リ メー ト ル 平	建築基準法による命令書交付用
建築監視員印	山 梨 県 建 築 監 視 員 印 (番 号)	第 二	八 十 三 リ メー ト ル 平	建築基準法による命令書交付用 峡中地域振興局建設部用 峡東地域振興局建設部用 峡南地域振興局建設部用 峡北地域振興局建設部用 富士北麓・東部地域振興局建設部用 富士北麓・東部地域振興局建設部用

附 則  
この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第八号

本 出 先 機 関 庁

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令  
山梨県行政文書管理規程（平成十二年山梨県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表中「青少年課 青 女」を「青少年課 青 男 女 共 同 参 画 課 男 女 共 同 参 画 課」に改める。

「治 山 林 道 課 治 山」を「治 山 林 道 課 治 山」に、「女性政策室 女 政」を「技術管理室 技 管」に改める。

「再資源化システム推進 再 推 進」を「技術管理室 技 管」に改める。

別表第一号の表中「婦人労働開発センター 婦 開」を「就業支援センター 就 支」に改める。  
「深 城」を「深城ダム建設事務所 深 城」に改める。

附 則  
この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。